

印紙

(就) 別記要領様式第5号(要領3、5関係)

介護分野就職支援金貸付契約書

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会会長〇〇〇〇(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)は、群馬県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業実施要綱(以下「要綱」という。)第3の規定により介護分野就職支援金(以下「就職支援金」という。)の貸付けについて、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、乙に対し次のとおり就職支援金を貸し付けるものとする。

貸付金額 円
貸付日 甲が連絡した日

第2条 乙は、要領11(2)の規定により介護分野就職支援金返還計画書を提出したときは甲の指示するところにより就職支援金の返還の債務を履行するものとする。

第3条 甲は、乙が不正に就職支援金の貸付けを受けたときは、この契約を解除し、当該不正に貸付を受けた就職支援金に相当する額を返還させるものとする。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲の指示するところにより、既に貸付けを受けた就職支援金を返還しなければならない。

第4条 乙は、連帯保証人が死亡し、若しくは破産手続開始の決定を受けたとき又は連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、直ちにその旨を甲に届け出た上で、甲の承認を受けて新たな連帯保証人を立てなければならない。連帯保証人を変更しようとするときも同様とする。

第5条 前各条に定めるもののほか、乙は、要綱及び群馬県社会福祉協議会介護分野就職支援金貸付事業運営要領(以下「要領」という。)に定めるところにより、その義務を誠実に履行するものとする。

第6条 この契約、要綱及び要領に定めのない事項並びにこの契約に疑義を生じた事項は、甲の指示により解決するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、甲、乙及び連帯保証人が記名押印の上、甲乙各1通を保有する。

年 月 日

甲 前橋市新前橋町13番地の12
社会福祉法人群馬県社会福祉協議会
会長 印

乙 住所
氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名 印